

所轄施設の概要

- 1 花園保育園** 児童の健全なる育成と福祉を図るための施設です。
所在地 函館市花園町 32 番 1 号(市営住宅花園団地用地内)
建物面積 756.55 m²
構造 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建(保育園は 1 階)
開設 昭和 41 年 1 月 1 日
- 2 根崎生活館** 市民の生活改善と文化の向上を図り, 社会福祉の増進に寄与するための施設です。
所在地 函館市根崎町 556 番地の 2
敷地面積 677.68 m²
建物面積 216.01 m²
構造 ブロック・木造 平屋建
開設 昭和 41 年 8 月 20 日
- 3 弥生小学校併設学童保育専用施設**
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を実施するための施設です。
所在地 函館市弥生町 4 番 16 号
敷地面積 11,729.14 m²
建物面積 129.11 m²
構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階地下 1 階建
開設 平成 24 年 1 月 5 日

4 児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすると共に、母と子の福祉増進に関する諸活動の推進を図るための施設です。

令和元年9月1日現在

児童館名	所在地	規模	建物の構造	開館年月日	敷地面積(m ²)	建物面積(m ²)				備考
						遊戯室	図書室	集会室	延床面積	
児童センター	若松町33-6	C	鉄筋コンクリート5階建	H6.4.1	—	207.90	105.45	126.40	2,056.58	総合福祉センター内 平5新築
西部	入舟町6-17	B	鉄筋コンクリート・ 鉄骨造2階建	H6.10.1	902.09	128.04	37.38	59.15	401.54	平6旧小舟保育園 増改修 フレトピアセンター入舟内
谷地頭	谷地頭町9-5	A	木造平屋建	S46.4.1	684.58	82.81	69.56	—	205.99	昭45新築 平21多目的トイレ増設
東川	東川町11-12	A	鉄筋コンクリート造 3階建	S47.4.1	—	114.00	102.00	—	291.03	昭46新築 (女性センター内)
人見	人見町15-5	A	木造平屋建	S42.12.15	1,853.24	66.24	72.87	—	198.74	昭42新築(借地)
赤川	赤川1-30-35	B	鉄骨造平屋建	H16.4.1	1,003.78	162.00	28.34	31.00	433.38	平16新築
鍛冶	鍛冶2-20-5	B	鉄骨造平屋建	S57.4.1	800.00	151.47	38.88	45.36	326.21	昭56新築
富岡	富岡町1-49-27	A	木造平屋建	S43.1.14	1,237.80	113.63	39.74	51.75	297.00	昭43新築
美原	美原2-21-7	A	木造平屋建	S51.4.1	661.82	89.43	66.24	—	231.66	昭50新築(指定管理)
昭和	昭和2-37-2	B	鉄骨造平屋建	H3.4.1	620.09	178.20	32.40	38.88	339.79	平3新築(指定管理)
山の手	山の手3-4-7	B	鉄骨造平屋建	H11.4.1	985.72	162.00	32.64	38.00	405.08	平11新築
神山	神山町241-69・70	B	鉄骨造改質 アスファルトシート防水	H24.4.1	1,339.20	162.00	30.52	29.51	478.04	平24新築(指定管理)
上湯川	上湯川町8-1	B	木造平屋建	S48.4.1	2,010.09	132.49	112.62	—	302.58	昭47新築 昭53増改修 平21多目的トイレ増設
日吉が丘	日吉町2-34-5	A	木造平屋建	S44.4.1	859.31	72.87	66.25		202.31	昭43新築
深堀	深堀町14-6	B	鉄骨造平屋建	S54.12.15	657.18	129.60	36.45	51.02	304.56	昭54新築
湯浜	湯浜町14-3	A	鉄筋コンクリート造 7階建	S51.7.1	—	122.89	62.23	—	248.95	昭50新築(市営住宅)
湯川	湯川町2-13-16	D	木造平屋建	S36.5.13	689.91	62.70	26.40	—	152.08	昭25新築土地区画 整理事務所 昭36改築
旭岡	西旭岡町2-51-1	B	鉄骨造平屋建	H7.4.1	1,341.50	180.00	32.64	38.00	394.28	平7新築
中島	中島町30-8	A	木造2階建	S35.12.1	671.33	69.30	23.00	29.70	433.45	旧花嫁学校(昭11建) 昭35改築
宮前	宮前町25-15	A	木造平屋建	S40.12.1	411.04	66.00	39.60	33.00	198.74	昭40新築(借地)
大川	大川町9-8	A	木造平屋建・鉄筋 コンクリート2階建	S45.1.7	368.92	56.92	48.60	48.60	192.40	昭44旧公益質店 増改築昭51増改修
五稜	白鳥町14-29	D	木造平屋建	S40.5.3	496.68	66.00	39.60	—	167.27	昭40新築 昭56増改修
本町	本町36-15	A	木造2階建	S49.4.1	330.57	79.49	79.49	—	231.86	昭48新築
桔梗	桔梗4-1-18	B	鉄骨造平屋建	H17.4.1	1,809.04	162.00	26.00	33.00	469.78	平17新築
亀田港	亀田港町42-16	B	鉄骨造平屋建	H19.4.1	1,321.13	162.00	30.00	30.25	475.90	平19新築
古川母と子の家	古川町7-1	—	木造モルタル 平屋建	S40.11.1	990.00	—	—	—	191.73	昭40新築

※ 施設規模 A=小型児童館 11館, B=児童センター 11館, C=大型児童センター 1館, D=その他の児童館 3館

※ 建物の延床面積には、遊戯室、図書室、集会室のほか、その他分を含む。

函館市子ども条例

1 条例の目的

子どもの人権を尊重しつつ、子どもの健やかな成長を支え、安心して子育てができる地域社会の実現を目指すため、子どもにかかる施策推進の柱となる「函館市子ども条例」を制定した。

(条例施行日：平成28年4月1日)

2 条例の概要

(1) 基本理念

子どもおよび子育て家庭の支援の推進にあたっての基本理念として、「人権の尊重」、「子どもの育ちへの支援」、「子育て家庭への支援」を定めている。

(2) 大人の責務・役割

子どもおよび子育て家庭を地域全体で支援するため、市の責務、保護者・学校等・地域住民・事業者の役割および相互の協力・連携について明らかにしている。

(3) 市の基本的施策

- ① 子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境の整備
- ② いじめ等への対応
- ③ 子どもからの相談
- ④ 子育て家庭への支援等
- ⑤ 教育および保育の環境の整備
- ⑥ 地域住民との交流の促進等
- ⑦ 子どもが安心して過ごすことができる場所等
- ⑧ 子どもの社会参加
- ⑨ 障がいのある子どもへの支援等

3 子ども条例啓発事業

事業開始 平成28年度

内 容 函館市子ども条例第20条の規定に基づき、子ども条例の広報および啓発を行います。

実施状況

区 分	平成28年度	平成29年度		平成30年度	
		概要版リーフレット クリアファイル	メッセージカード(注)	概要版リーフレット クリアファイル	メッセージカード(注)
配布先	市内教育・保育施設、 小・中学校、高等学校、 民生委員、町会関係等	市内小学5年生	妊婦	市内小学5年生	妊婦
配布部数	55,421部	各2,028部	130枚	各1,861部	1,450枚

(注) 母子健康手帳等セット「マザーズ・サポート・バッグ」に貼付(平成30年3月から)

令和元年度予算額 621千円

費用の負担 全額市費負担

函館市子ども・子育て支援事業計画

1 計画の目的・位置づけ

函館市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての子どもを対象に地域社会全体で次世代育成支援対策に取り組むことにより、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的としている。

2 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づく事業計画は、平成27年度からの5年を1期とし、また、次世代育成支援対策推進法に基づく新たな前期計画についても、同様の計画期間により策定することとされていることから、本計画は平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間としている。

3 基本理念・基本的な視点

(1) 基本理念

「子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」

(2) 基本的な視点

本計画における各施策の方向と事業の実施については、次の8つの基本的な視点のもとに取り組むこととしている。

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親の育成という視点
- ③ すべての子どもと家庭への支援の視点
- ④ 地域社会全体で支援する視点
- ⑤ サービス利用者の視点
- ⑥ 仕事と生活の調和の実現の視点
- ⑦ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
- ⑧ 地域特性の視点

4 施策の方向

基本理念の実現に向けて、次の8つの施策の方向を掲げ、総合的な施策の展開を図る。

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 母子の健康確保と増進
- (3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 仕事と生活の調和の実現
- (6) 特別な援助を要する家庭への支援
- (7) 母子家庭および父子家庭の自立支援
- (8) 子育てに伴う経済的負担の軽減

5 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

すべての子どもに良質な生育環境を保障するとともに、妊娠・出産からの切れ目のない支援を行うため、本計画において幼児期における質の高い教育・保育や各種子ども・子育て支援事業の提供体制を定めている。

6 計画の推進

(1) 市民等との協働

市民との協働によるまちづくりの視点を取り入れ、地域における市民活動団体などとの協力関係を構築するなかで、多様化する市民ニーズに適切に対応する。

(2) 厳しい財政状況下における効果的な推進

本市では、厳しい財政状況が続いているが、行財政対策を進めるなかで、本計画の効果的な推進に努める。

(3) 積極的な情報公開の推進

毎年、函館市子ども・子育て会議を開催するほか、「市政はこだて」や各部局の情報誌、さらにはホームページなどにより、市民に情報を提供し、意見等の把握に努めていく。

子育て支援

1 子育て支援のための施策

(1) ファミリー・サポート・センター事業

事業開始 平成 11 年度
 内 容 市内に居住する育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる
 会員組織であり、その会員間で仕事と育児との両立支援のための相互援助活
 動等を行います。

登録会員 依頼会員 1,925 人 提供会員 182 人 両方会員 52 人

利用料

<基本料金>30分あたり			<本人負担額>				
項目	1人	兄弟		1人		兄弟	
				30分	1時間	30分	1時間
通常 7:00～ 21:00	300円 (1時間)	150円 (1時間)	託児料金	30分	1時間	30分	1時間
				200円	400円	50円	100円
	600円	300円	助成金	30分	1時間	30分	1時間
				100円	200円	100円	200円
時間外 土・日・祝 年末年始 病児	350円 (1時間)	175円 (1時間)	託児料金	30分	1時間	30分	1時間
				200円	400円	25円	50円
	700円	350円	助成金	30分	1時間	30分	1時間
				150円	300円	150円	300円

実施状況 (単位:件)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用件数	10,279	10,368	10,520

令和元年度予算額 21,035 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(2) 地域子育て支援センター事業

事業開始 平成 5 年度
 内 容 子育て家庭の保護者の育児不安等の解消を図るため、育児に関する相談・指導・情報
 提供を行うとともに、子育てサークル等を育成し、その活動を支援します。

実施施設 中央・亀田港・美原・石川・鍛冶さくら・深堀・赤川・大谷港・花園・つつじ・
 南かやべ・大森浜・函館短期大学 各子育てサロン

実施状況 (単位:件)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用件数	30,951	31,074	30,887

令和元年度予算額 87,461 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(3) 子育て支援隊事業

事業開始 平成 26 年度

内 容 子育て家庭における悩みや相談に対応するため、コーディネーターを配置し、ケースマネジメントや関係機関との連携を図るとともに、子育てに関する悩みの傾聴各種サービスに係る情報提供を行う子育て支援員が、家庭訪問を行います。

実施状況

(単位:件)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問件数	301	347	307

令和元年度予算額 1,419 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(4) 子育てアドバイザー活用推進事業

事業開始 平成 20 年度

内 容 子育てアドバイザー養成事業において、養成、認定した子育てアドバイザーを地域における様々な子育て支援の場で積極的に活用し、地域の子育て力の向上、子育て支援の推進を図ります。

令和元年度予算額 436 千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 養育支援訪問事業

事業開始 平成 19 年度(平成 23 年度までは「育児支援家庭訪問事業」として実施)

内 容 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、その家庭を訪問し、家事等の援助や育児相談を行い、適切な養育を行うことができるよう支援します。

養育支援訪問事業 訪問回数内訳

(単位:回)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ヘルパー	165	337	399
保健師, 家庭児童相談員等	60	83	84
計	225	420	483

令和元年度予算額 2,220 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(6) 要保護児童対策関係事業

事業開始 平成 14 年度

内 容 「児童福祉法」,「児童虐待の防止に関する法律」に基づき, 関係機関と連携を図りながら児童虐待防止および周知啓発に努め, 要保護児童等を支援します。

①要保護児童対策地域協議会

代表者会議(年 1 回), 実務者会議(年 3 回),

個別ケース検討会議(随時)

②児童虐待防止啓発

児童虐待防止パネル展(11 月),

児童虐待対応マニュアルの作成・配布

令和元年度予算額 795 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3,道 1/3),および 2 分の 1(国1/2)の補助があります。

(7) 子育て支援ネットワーク事業

事業開始 平成 20 年度

内 容 子育て支援に関わる市民団体や専門機関などの 16 団体に子ども未来部を加えた 17 団体により「函館市子育て支援ネットワーク」を構成しており, 官民協働により子育て支援を推進するため, 地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成を図るためのイベントや研修会等を実施します。

令和元年度予算額 119 千円

費用の負担 全額市費負担

(8) すくすく手帳

事業開始 平成 21 年度

内 容 乳幼児の親が安心して子育てができるよう, 育児に関する各種の情報を掲載した「すくすく手帳」をすべての出生世帯, 未就学児童がいる転入世帯および希望世帯に配付します。

令和元年度予算額 1,545 千円 (2,700 部)

費用の負担 指定寄付金を活用

(9) 子育て支援短期利用事業

- 事業開始 平成 5 年度
- 内 容 保護者が傷病, 出産, 冠婚葬祭などで, 子どもの世話が一時的に困難になる家庭を対象とし, 保護者にかわって子どもを養育します。
- 実施施設 くるみ学園, 函館国の子寮, さゆり園
- 利用期間 7 日以内
- 利 用 料 2 歳未満児 1 日 2,675 円
2 歳以上児 1 日 1,375 円
緊急一時保護の母親 1 日 375 円
(生活保護, 市民税非課税世帯は無料)

実施状況

(単位: 日)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
2 歳未満児	30	4	0
2 歳以上児	77	105	164

令和元年度予算額 829 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(10) トワイライトステイ事業

- 事業開始 平成 14 年度
- 内 容 保護者が仕事などの理由で夜間または休日に不在となり, 子供の養育が困難な場合, その他の緊急の場合に, 保護者が帰宅するまでの間, 施設において夕食を提供し, 保育します。
- 実施施設 くるみ学園, 函館国の子寮, さゆり園
- 利用時間 平日・土曜日:午後 6 時～午後 10 時
日曜日・国民の祝日:午前 8 時～午後 10 時
- 利 用 料 平日・土曜日:1 日 750 円
日曜日・国民の祝日:午前 8 時～午後 6 時 1,350 円
午後 6 時～午後 10 時 750 円
(生活保護, 市民税非課税世帯は無料)

実施状況

(単位: 日)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用日数(平日・土曜日)	1	3	1
利用日数(日曜日・祝日)	35	14	14

令和元年度予算額 68 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(11) 助産施設

事業開始 昭和 43 年度
内 容 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合に、助産を行います。

実施状況 (単位:人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
函館市助産施設	9	14	17
函館中央病院	5	0	0
函館五稜郭病院	2	0	0
共愛会病院	9	15	9
計	25	29	26

※函館中央病院・函館五稜郭病院については平成 28 年 9 月 30 日をもって廃止
平成 19 年 7 月 1 日から共愛会病院を認可

令和元年度予算額 10,308 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担があります。

(12) 子育てアプリ

事業開始 平成29年10月
内 容 スマートフォンを活用した子育てアプリ「Grucco(グルッコ)」により、子育て支援に関する幅広い情報を無料で提供します。

令和元年度予算額 539千円

費用の負担 全額市費負担

(13) 子どもの生活実態調査

事業開始 平成29年度
内 容 子どもの貧困対策に向けて、生活実態を把握するためのアンケート調査を実施しました。
調査対象 保護者:5歳, 小学5年生, 中学2年生, 高校2年生
子ども:小学5年生, 中学2年生, 高校2年生
調査方法 無記名によるアンケート方式
実施時期 平成29年8月～9月
回収状況 配布件数:7,070件 有効回答数:4,306件 (有効回答率:60.9%)

(14) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

事業開始 平成30年度
内 容 子ども・子育て支援事業計画への記載事項に対するニーズ把握等のためアンケート調査を実施しました。

2 女性・児童相談等

(1) 女性相談事業

事業開始 昭和 32 年度
 内 容 配偶者からの暴力(DV)をはじめ, 女性に関するあらゆる悩みや相談に応じるため, 「女性相談室」に専門の相談員を配置しています。
 なお, 令和元年度に相談員(嘱託)を1名増員し, 5名の体制としています。
 設置場所 福祉事務所子育て支援課内, 福祉事務所亀田福祉課内

相談状況 (単位:件)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保護更正相談	0	0	0
夫婦・離婚相談	353	355	427
家庭相談	57	24	37
生活・経済相談	40	51	51
職業相談	2	1	5
健康相談	13	1	3
性的な問題	0	0	3
男女問題	15	2	2
自分の問題	4	7	12
その他	13	10	23
計	497	451	563

令和元年度予算額 115 千円(人件費を除く)

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助があります。

(2) 女性相談委託事業

事業開始 平成 29 年度
 内 容 配偶者からの暴力(DV)をはじめ, 女性に関するあらゆる悩みや相談について, その一部を委託することで, 相談者の利便性の向上を図るとともに, 女性相談体制の拡充を行うために委託します。

令和元年度予算額 1,211 千円

費用の負担 全額市費負担

相談状況 (単位:件)

区 分	ストーカー	デートDV	虐待	子ども (養育等)	労働問題	セクハラ パワハラ	性暴力	その他	計
平成29年度	33	0	70	11	27	59	23	346	569
平成30年度	2	31	148	53	5	4	61	218	522

(3) 配偶者等からの暴力対策関係事業

事業開始 平成 13 年度

内 容 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づき、北海道や関係機関と連携を図りながら周知啓発に努め、DV被害者を支援します。

① 配偶者暴力相談支援センター(平成 25 年 7 月設置)

各種手続きに係るDV被害相談証明書の発行や保護命令制度の利用についての援助等を実施します。

② 民間、警察、行政などの関係機関が相互に連携・協力を図り、被害者の救済・支援に努めます。

③ 配偶者等に対する暴力防止パネル展

毎年 11 月に関係機関の協力を得て、市民ホールで開催します。

④ DV相談窓口(防止啓発)

DV相談窓口を掲載した携帯カードを作成し、市関係各所や医療機関などに配布します。

⑤ デートDV防止啓発リーフレット

若年層に対するデートDV防止啓発のため、リーフレットを作成し、高校や大学などに配布します。

⑥ 中学生のためのDV防止啓発事業

市内の中学生に対し、交際相手への様々な暴力の予防教育を行うため、デートDV出前授業を実施します。

⑦ DV被害者緊急支援対策

市内の一時保護施設では危険性が高く、被害者の安全確保が困難な場合市外の施設への移送費を支給します。

令和元年度予算額 199 千円

費用の負担 全額市費負担

(4) 配偶者等暴力被害者自立支援事業

事業開始 平成 23 年度

内 容 DV被害者を緊急的に一時保護するシェルターや中長期的な支援の場となるステップハウスの家賃など、また経済的な自立ができるようDV被害者を対象とした就労支援に対する事業などに対して民間支援団体へ補助金を交付します。

令和元年度予算額 2,000 千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 性暴力被害者支援関係事業

事業開始 平成 29 年度

内 容 性暴力被害者支援のための推進母体として、平成 29 年 3 月に函館性暴力被害者防止対策協議会を北海道渡島総合振興局や北海道警察函館方面本部などの関係期間と連携して設置し、予防教育や市民啓発に取り組んでいます。平成 30 年 4 月から地域の行政・警察・拠点病院などが連携して被害者を支援する仕組みである「函館・道南 SART」を運用し、相談・支援を行っています。

令和元年度予算額 4,000 千円

費用の負担 全額市費負担

(6) 子どもなんでも相談 110 番

事業開始 平成 19 年度(家庭児童相談室は昭和 39 年度)

内 容 0 歳から 18 歳までの子どもに対する各種問題相談に応じるため、「子どもなんでも相談 110 番」を設け、専門の相談員(嘱託 3 名)を配置しています。
(家庭児童相談室を兼ねています。)

相談状況

(単位:件)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護相談	528	558	548
保健相談	21	37	30
障害相談	23	34	21
非行相談	5	5	15
育成相談	55	91	103
その他の相談	34	31	90
計	666	756	807

令和元年度予算額 441 千円(人件費を除く)

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3,道 1/3),および 2 分の 1(国1/2)の補助があります。

(7) 子育て支援コンシェルジュ

事業開始 平成28年度(平成28年10月15日から)

内 容 はこだてキッズプラザ内相談室において、保育士資格を有する相談員(専任 1名)が、子育てに関する相談を受け、それに応じた情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。

令和元年度予算額

「はこだてみらい館・はこだてキッズプラザ」指定管理委託料(経済部所管)に含む。

3 児童厚生施設

(1) 児童館

- 内 容 児童館は、地域の児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として運営されるもので、児童館は 25 館(うち3館は指定管理者制度導入)あり、母と子の家は1館あります。
- 機 能
- ア 小型児童館 13 館
児童に安全で楽しい遊び場を提供し、遊びを通じての友達づくりなど情操を豊かにさせるための指導をします。
 - イ 児童センター 11 館
児童館の機能に加えて、遊び(運動)に親しむ習慣をつけ、運動の仕方、技能の習得、精神のかん養等による体力増進のための指導をします。
 - ウ 大型児童センター 1館
児童センターの機能に加えて、中学・高校生等の年長児童を育成指導します。
 - エ 母と子の家 1 館
児童館の機能に加え、母親の教養を高め、地域社会の福祉の増進を図ります。
- 利用対象 幼児, 児童, 一般(夜間)
- 利用人員 別表のとおり
- 令和元年度予算額 86,409 千円
- 費用の負担 全額市費負担

(2) 地域組織活動費補助事業

- 事業開始 昭和 49 年度
- 内 容 市内各地域の母親が相協力して、地域児童の健全育成を推進するために、親子および世代間の交流や児童養育に関する研修ならびに児童の事故防止等の活動、その他児童福祉の向上に関する活動を行っている母親クラブに活動費を補助します。

会員数の状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
クラブ数	24	24	24
会員数	755 人	688 人	665 人

- 補 助 額 1クラブ当たり 180,000 円(上限)
- 令和元年度予算額 4,000 千円
- 費用の負担 全額市費負担

平成30年度 児童館および母と子の家利用状況(夜間貸館を含む)

(単位:人)

	幼児	小学生			中学生	高校生	計	1日平均	大学生	一般	合計	開館日数
		1~3年	4~6年	小計								
児童センター	2,547	2,548	2,363	4,911	4,268	1,255	12,981	42	0	8,192	21,173	307
西部児童館	288	2,150	1,521	3,671	178	67	4,204	14	0	1,309	5,513	291
谷地頭児童館	260	1,870	1,477	3,347	186	41	3,834	13	7	1,785	5,626	291
東川児童館	637	1,889	1,127	3,016	478	12	4,143	14	0	2,333	6,476	291
高盛児童館	78	2,739	1,647	4,386	26	6	4,496	15	0	581	5,077	291
人見児童館	2,552	2,828	1,437	4,265	102	0	6,919	24	0	3,781	10,700	291
赤川児童館	1,005	8,100	10,470	18,570	689	72	20,336	70	10	4,716	25,062	291
鍛冶児童館	700	2,443	4,052	6,495	914	99	8,208	28	36	4,219	12,463	291
山の手児童館	1,214	4,597	2,890	7,487	1,244	155	10,100	35	36	4,225	14,361	291
桔梗交流センター	3,029	9,685	4,241	13,926	809	82	17,846	62	0	6,358	24,204	291
亀田港児童館	394	13,950	5,378	19,328	742	45	20,509	70	41	2,762	23,312	291
美原児童館※	367	2,637	1,975	4,612	250	8	5,237	18	0	1,733	6,970	290
神山児童館※	2,277	4,592	3,107	7,699	604	121	10,701	37	83	5,268	16,052	291
上湯川児童館	337	1,564	965	2,529	356	49	3,271	11	33	1,933	5,237	291
日吉が丘児童館	365	4,465	1,991	6,456	262	104	7,187	25	20	1,319	8,526	291
深堀児童館	309	3,375	2,827	6,202	270	7	6,788	23	0	2,034	8,822	291
湯浜児童館	324	2,981	1,891	4,872	167	11	5,374	18	69	2,044	7,487	291
湯川児童館	276	1,373	865	2,238	33	10	2,557	9	19	834	3,410	291
旭岡児童館	377	4,585	5,762	10,347	1,245	115	12,084	42	6	2,618	14,708	291
中島児童館	161	2,461	2,118	4,579	36	5	4,781	16	3	987	5,771	291
宮前児童館	453	1,112	888	2,000	86	132	2,671	9	8	2,943	5,622	291
大川児童館	335	1,998	821	2,819	78	6	3,238	11	25	1,107	4,370	291
五稜児童館	1,062	2,334	2,351	4,685	511	0	6,258	22	2	1,902	8,162	291
本町児童館	187	1,632	1,243	2,875	6	0	3,068	11	1	650	3,719	291
富岡児童館	340	1,871	1,237	3,108	193	65	3,706	13	0	3,059	6,765	291
昭和児童館※	626	1,536	2,543	4,079	936	320	5,961	20	0	2,294	8,255	291
合計	20,500	91,315	67,187	158,502	14,669	2,787	196,458	26	399	70,986	267,843	7,581
古川母と子の家	372	588	833	1,421	186	1	1,980	7	6	1,356	3,342	292
合計	372	588	833	1,421	186	1	1,980	7	6	1,356	3,342	292
総合計	20,872	91,903	68,020	159,923	14,855	2,788	198,438	25	405	72,342	271,185	7,873
1日平均	72	315	233	548	51	10	681	-	1	248	930	-

※指定管理者制度導入

(単位:人)

区分		幼児	小学生			中学生	高校生	大学生 一般
			1~3年	4~6年	小計			
平成27年度	1日平均利用者数	87	365	297	663	58	15	270
	1館あたり利用者数	3.2	13.5	11.0	24.6	2.1	0.6	10.0
平成28年度	1日平均利用者数	75	324	301	625	50	11	257
	1館あたり利用者数	2.8	12.0	11.1	23.1	1.9	0.4	9.5
平成29年度	1日平均利用者数	70	310	272	582	56	10	241
	1館あたり利用者数	2.6	11.5	10.1	21.6	2.1	0.4	8.9

保育所・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ

1 保育所等利用状況

認可保育所は、保護者の就労や疾病等の事由により家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行い、児童の心身の健全な発達を図る施設です。

平成31年4月1日現在の認可保育所は、公立保育所1か所、私立保育所10か所で、889人の児童を保育しています。

また、認可保育所の他に、幼稚園や認定こども園等にて5,576人の児童の教育・保育を行っています。

(1) 学齢前児童数 (単位:人)

区 分	総 数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
児 童 数	9,032	1,387	1,413	1,408	1,580	1,603	1,641

(2) 利用児童数(広域入所含む) (単位:人)

区 分	総 数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
認 可 保 育 所	869	69	130	145	164	182	179
認可外保育施設	87	12	26	22	7	13	7
事業所内保育施設	242	14	72	52	41	30	33
幼 稚 園	529	—	—	0	165	177	187
認定こども園(幼保連携型)	2号・3号 1,110	77	205	256	200	183	189
	1号 1,231	0	0	0	360	434	437
認定こども園(幼稚園型)	2号・3号 167	7	42	46	20	25	27
	1号 633	0	0	0	206	199	228
認定こども園(保育所型)	2号・3号 1,278	77	240	248	270	212	231
	1号 185	0	0	0	53	66	66
計	6,331	256	715	769	1,486	1,521	1,584
学 齢 前 児 童 数 に 対 す る 利 用 率 (%)	70.1%	18.5%	50.6%	54.6%	94.1%	94.9%	96.5%

(3) 保育所等の施設数および入所児童数の推移

(各年度4月1日現在)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
認定こども園(幼保連携型)	施設数	18か所	19か所	23か所
	入所児童数 (2号・3号) (1号)	952人 948人	1,031人 917人	1,110人 1,231人
	定員	2,172人	2,212人	2,887人
	定員充足率	87.5%	88.1%	81.1%
認定こども園(幼稚園型)	施設数	6か所	7か所	6か所
	入所児童数 (2号・3号) (1号)	148人 662人	173人 729人	167人 633人
	定員	1,099人	1,180人	868人
	定員充足率	73.7%	76.4%	92.2%
認定こども園(保育所型)	施設数	15か所	19か所	19か所
	入所児童数 (2号・3号) (1号)	1,089人 160人	1,279人 175人	1,278人 185人
	定員	1,361人	1,626人	1,626人
	定員充足率	91.8%	89.4%	90.0%
認可保育所	施設数	17か所	12か所	11か所
	入所児童数	1,219人	886人	869人
	定員	1,260人	950人	900人
	定員充足率	96.7%	93.3%	96.6%
幼稚園	施設数	13か所	11か所	8か所
	入所児童数	1,033人	960人	529人
	定員	1,510人	1,280人	865人
	定員充足率	68.4%	75.0%	66.5%
認可外保育施設 (事業所内保育施設を除く)	施設数	4か所	5か所	9か所
	入所児童数	42人	53人	87人
	定員	79人	92人	219人
	定員充足率	53.2%	57.6%	39.7%
事業所内保育施設	施設数	16か所	17か所	17か所
	入所児童数	238人	251人	242人
	定員	—	—	—
	定員充足率	—	—	—

2 特別な保育の実施施設（令和元年度実施予定施設 ※市の委託事業および補助事業を記載）

施設名	延長保育					一時預かり		休日保育	病児保育	センター 支援 地域 子育て	保育所地域活動事業			
	保育 の 延 長 時 間	30 分	1 時 間	2 時 間	3 時 間	一 般 型	幼 稚 園 型				交 流	世 代 間	育 児 講 座	と の 交 流
公	函館市花園保育園	○		○						○				
	認定こども園函館市つつじ保育園	○		○						○				
立	小 計	2	0	2	0	0	-	0	0	2	-	-	-	-
	函館亀田港保育園						○			○	○			
	認定こども園函館石川保育園						○			○				
	認定こども園眞宗寺保育園						○	○						
	函館福ちゃん保育園		○				○							○
	青い鳥保育園		○				○				○	○		
	駅前五稜郭保育園													
	なかよし保育園				○		○							
	神山保育園		○											
	認定こども園つぐみ保育園		○				○	○						
	風の子保育園													
	あすなろ保育園						○							
	おおぞら保育園													
	認定こども園旭岡保育園		○				○	○						
	認定こども園コバト保育園			○										
	つくしの子保育園		○				○				○			
	函館大谷短期大学附属港認定こども園						○			○				
	認定こども園函館美原保育園		○				○	○		○				
	認定こども園函館桔梗保育園			○			○	○						
	赤川認定こども園		○				○	○		○				
	認定こども園函館市松陰保育園				○		○	○						
	中央認定こども園			○				○		○				
	千才認定こども園		○				○	○						
	駒止認定こども園		○				○	○						
	亀田認定こども園			○			○	○						
	高盛認定こども園		○				○	○						
	谷地頭認定こども園		○				○	○						
私	ゆりかご認定こども園		○				○	○						
	鍛冶さくら認定こども園		○				○	○		○				
	認定こども園杉の子保育園		○				○	○	○					
	認定こども園函館深堀保育園		○				○	○		○				
	函館認定こども園						○	○						
	人見認定こども園		○				○	○						
	認定こども園函館高砂保育園				○		○	○						
	いづみ認定こども園						○	○						
	認定 根崎こども園		○				○	○						
	認定こども園函館上湯川保育園		○											
	函館三育認定こども園				○		○	○						
	認定こども園うみの星保育園		○				○	○						
	つくし認定こども園		○				○	○						
	駒場認定こども園			○			○	○						
	函館大谷短期大学附属認定こども園						○	○						
立	認定こども園函館ちとせ幼稚園						○	○						
	幼保連携型認定こども園						○	○						
	認定こども園 国の華幼稚園						○	○						
	認定こども園総合施設函館若葉幼稚園		○				○	○						
	認定こども園高丘幼稚園		○				○	○						
	南かやべ認定こども園						○	○		○				
	認定こども園太陽の子幼稚園													
	認定こども園第二太陽の子幼稚園													
	認定こども園函館ひかり幼稚園							○						
	認定こども園龍谷幼稚園							○						
	認定こども園花園大谷幼稚園							○						
	認定こども園函館大谷幼稚園							○						
	認定こども園さきよう幼稚園							○						
	遺愛幼稚園						○	○						
	遺愛旭岡幼稚園						○	○						
	認定こども園函館藤幼稚園						○	○						
	認定こども園カトリック湯の川幼稚園							○						
	認定こども園元町百合幼稚園							○						
	函館短期大学付属幼稚園							○						
	函館百合学園幼稚園						○	○						
	函館あおい認定こども園							○						
	亀田ゆたか幼稚園							○						
	函館めぐみ幼稚園							○						
	函館短期大学つどの広場									○				
	大森浜子育てサロン								○	○				
	病児保育室「りんごっこ」(あんざいクリニック)								○					
	私 立 計	0	23	5	4	0	32	46	2	1	11	3	1	1
	合 計	2	23	7	4	0	32	46	2	1	13	3	1	1

(1) 特定教育・保育施設療育支援補助事業

事業開始 昭和 53 年度(旧障害児保育運営費補助事業)(平成 27 年度改正)
内 容 心身に軽度や中度の障がいを有し, 集団保育が可能な児童を受け入れ, 健常児と一緒に保育を行っている認可保育所および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数	15	14	8
利用延人数	311 人	276 人	161 人

令和元年度予算額 17,640 千円

費用の負担 認定こども園(幼稚園型)2 号, 3 号および認定こども園(保育所型)1 号のみ補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があり, その他は全額市費負担

(2) 保育所地域活動事業運営費補助金

事業開始 平成 2 年度
内 容 地域住民の多様化する保育需要に対応するため, 保育所が有する専門的機能を活用した各種事業を行っている認可保育所に運営費を補助します。

実施状況

(単位:か所)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
老人福祉施設訪問等世代間交流	15	9	3
保護者への育児講座	1	2	1
異年齢児との交流	8	4	1
計	24	15	5

令和元年度予算額 1,250 千円

費用の負担 全額市費負担

(3) 一時預かり事業運営費補助事業

事業開始 平成 3 年度(平成 27 年度改正)
内 容 保護者の就労や疾病, 入院等のほか, 育児に伴う心理的・身体的負担を解消するためなど, 一時的に保育を必要とする児童を受け入れる認可保育所, 幼稚園および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況

(単位:人)

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用延人数	一般型	9,537	11,497	9,938
	幼稚園型	143,624	165,460	177,842

令和元年度予算額 159,613 千円

費用の負担 補助基本額 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(4) 地域子育て支援センター事業(再掲)

P.22 に掲載

(5) 延長保育運営費補助事業

事業開始 平成2年度(平成27年度改正)
内 容 保護者の就労形態の多様化等に対応するため、通常の利用時間以外の時間において、引き続き保育を実施する認可保育所および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況 (単位:か所)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
30分延長	20	20	24
1時間延長	6	5	1
2時間延長	4	5	3
3時間延長	1	0	0
4時間延長	0	0	0
計	31	30	28

令和元年度予算額 24,468千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(6) 病児保育事業

事業開始 平成24年度(平成27年度改正)
内 容 仕事等で病気の生後6か月から小学6年生までの児童を自宅で保育できないときに、一時的に保育する病院等に運営費を補助します。

利用料 日額2,000円(減免制度あり, 他に給食費実費)

実施状況 (単位:人)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用延人数	352	421	359

令和元年度予算額 11,378千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(7) 実費徴収に係る補足給付事業

事業開始 平成27年度
内 容 子ども・子育て支援法に規定する支給認定保護者のうち、生活保護世帯の保護者に対し、認可保育所、幼稚園および認定こども園において、支払うべき給食費(副食材料費)、教材費・行事費等の一部を補助します。

実施状況

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	5	3	3
延人数	107人	107人	73人

令和元年度予算額 143千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

令和元年度（2019年度） 函館市保育料（3歳未満） 令和元年10月1日適用

【保育料基準額表】

単位：円/月

階層区分		多子 カウント 判定階層		保育料 (標準時 間)	保育料 (短時間)
A	生活保護世帯または 支援給付世帯	-		0	0
B	市町村民税が 課税されていない世帯	-		0	0
C1	市町村民税均等割のみ 課税されている世帯	ア	イ	7,800 〈3,900〉	7,600 〈3,800〉
C2	市 町 村 民 税 所 得 割 額 が 課 税 さ れ て い る 世 帯	ア	イ	12,300 〈6,150〉	12,100 〈6,050〉
C3		ア	イ	16,700 〈7,850〉	16,400 〈7,700〉
D1		ア	イ	20,400 〈9,000〉	20,000 〈9,000〉
D2		ア	イ	21,800 〈9,000〉	21,400 〈9,000〉
D3		ア	イ	25,100 〈9,000〉	24,700 〈9,000〉
		ア		25,100	24,700
D4		ア		28,500	28,100
D5		ア		32,900	32,300
D6		ア		36,400	35,800
D7		ア		40,000	39,400
D8		ア		43,600	43,000
		ウ		43,600	43,000
D9		ウ		47,600	46,700
D10		ウ		51,700	50,800
D11		ウ		55,800	54,900
D12		ウ		59,700	58,500
D13		ウ		64,400	63,200
D14	ウ		69,000	67,800	
D15	ウ		73,700	72,100	
D16	ウ		78,400	76,800	
D17	ウ		86,200	84,600	

1 児童の満年齢は、平成31年（2019年）3月31日時点の満年齢です。年度内に満3歳に到達したお子さんは2号認定となりますが、年度中の保育料は3歳未満の保育料となります。

2 保育料は、保護者の市町村民税額（4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度）により決定します。保育料算定の際、市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。

3 階層区分のAに該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

4 多子カウント判定階層が「ア」で生計を一にする子ども（年齢は問いません。）が2人以上いる世帯は、年齢の高い子どもから数えて第1子が左表の保育料の額（〈 〉）がある場合は上段の額）の全額、第2子以降は無料となります。

なお、多子カウント判定階層が「イ」で、ひとり親世帯または障がい児（者）のいる世帯の場合は、年齢の高い子どもから数えて第1子が左表の保育料の〈 〉内の額、第2子以降は無料となります。（生計を一にする子どもの第1子の年齢は問いません。）

◆ 「生計を一にする子ども」が別居している場合は、生計を一にしていること（仕送りをしている等）を記載した申立書の提出が必要となります。

なお、「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は、支給認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類（戸籍謄本等）も必要となります。

5 多子カウント判定階層が「ウ」で、同一世帯に認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の子どもが2人以上いる場合の保育料は、これらの子どもを兄弟姉妹として含めた年齢の高い順に左表の保育料の全額・半額・無料となります。

4 私立特定教育・保育施設に対する助成

(1) 質向上事業給付金

事業開始 平成 27 年度

内 容 私立の特定教育・保育施設において、特色のある教育・保育を実践するため、多様な教育・保育サービスを提供するための費用の一部を給付金として支給します。

実施状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数	39	38	44
給付金額	50,685 千円	49,399 千円	41,111 千円

令和元年度予算額 48,267 千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 保育体制強化事業費補助金

事業開始 令和元年度

内 容 私立の特定教育・保育施設において、保育に係る周辺業務を行う者を配置するための費用の一部を補助します。

令和元年度予算額 29,430 千円

費用の負担 補助対象額の4分の3(国1/2, 道1/4)の補助があります。

5 認可外保育施設に対する助成

(1) 低年齢児保育対策事業

事業開始 平成 10 年度

内 容 女性の社会進出の増大や就労形態の多様化に伴い、低年齢児の保育ニーズが高まっていることから、認可外保育施設に入所する低年齢児の福祉向上を図ります。

補助状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数	3	3	3
補給金額	6,765 千円	5,450 千円	6,765 千円

令和元年度予算額 6,765 千円

費用の負担 全額市費負担

6 児童福祉施設に対する助成

(1) 児童福祉施設産休等代替職員費補助事業

事業開始 平成 17 年度

内 容 児童福祉施設の保育士等職員が出産または傷病のため、長期休暇を必要とし、代替職員を任用した場合の所要経費を補助し、職員の母体の保護または専心療養の保障を図るとともに、施設における児童の処遇を確保する。

実施状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
申請件数	9	5	5
補助金額	2,694 千円	1,900 千円	2,064 千円

令和元年度予算額 3,600 千円

費用の負担 全額市費負担

7 幼稚園

(1) 私立幼稚園への助成

私立学校運営助成費補助金(詳細は P75 に掲載)

(2) 私立幼稚園就園奨励制度

事業開始 昭和 47 年度

内 容 幼稚園教育の普及充実を図るための一環として、幼稚園に通園する3歳児～5歳児の保護者に対し、入園料および保育料を減免するものです。

補助限度額 市民税課税額等および兄妹の状況により決定します。

第1子 62,200 円～308,000 円

第2子 154,000 円～308,000 円

第3子以降 308,000 円

令和元年度予算額 310 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 1 以内の国庫補助があります。

年度	年齢区分	保育料等減免措置対象児数(人)						減免金額または交付金(円)
		第Ⅰ階層 生活保護世帯	第Ⅱ階層 市民税課税・ 所得割非課税 世帯	第Ⅲ階層 所得割 77,101円以下 の世帯	第Ⅳ階層 所得割 211,200円以下 の世帯	I～IV 以外の 世帯	計	
平成 28 年度	5歳児	0	12	33	114	8	167	66,528,500
	4歳児	0	13	37	115	7	172	
	3歳児	0	9	26	103	4	142	
	満3歳児	0	3	4	16	3	26	
	計	0	37	100	348	22	507	
平成 29 年度	5歳児	0	10	29	70	5	114	43,516,300
	4歳児	0	9	24	69	5	107	
	3歳児	0	9	14	64	6	93	
	満3歳児	0	0	2	5	1	8	
	計	0	28	69	208	17	322	
平成 30 年度	5歳児	0	0	0	0	0	0	274,200
	4歳児	0	0	1	0	0	1	
	3歳児	0	0	0	0	0	0	
	満3歳児	0	0	0	1	0	1	
	計	0	0	1	1	0	2	

※第Ⅲ階層、第Ⅳ階層の所得割額についてはモデル世帯[夫婦片働き、年少扶養親族2人で、年収約360万円(第Ⅲ階層)、年収約680万円(第Ⅳ階層)]の場合の基準額です。世帯の状況により、金額が変わります。

8 地域放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の概要

(1) 放課後児童健全育成事業

事業開始 平成 11 年度

利用状況 放課後児童クラブとは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、その健全な育成を図ることを目的とし、父母会や NPO 法人などの団体に事業を委託し、運営しております。

平成 31 年 4 月 1 日現在の放課後児童クラブは、59 か所で、2,359 人の児童が利用しています。

学年別入所児童数 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

区 分	総 数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童数	2,359 (63)	618 (6)	569 (11)	469 (11)	324 (13)	237 (7)	142 (15)

※ ()は、障がいがある児童の内数

推 移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数	54	56	59
入所児童数	1,967	2,145	2,265

令和元年度予算額 633,716 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(2) 学童保育施設整備事業

事業開始 平成 15 年度

内 容 「函館市における放課後児童健全育成事業の基本的なあり方」に基づき、公共施設(学校内余裕教室等)の活用を推進します。

実施状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
整備施設数	2	0	1

令和元年度予算額 10,200 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

令和元年度 校区別放課後児童クラブ開設状況

(平成31年4月現在)

No.	小学校名	校区内の放課後児童クラブ	
		名 称	実施場所
1	弥生小学校	共同学童保育所ちびっ子クラブ	学校併設
2	青柳小学校	学童保育所来夢	余裕教室
		学童クラブひのてん	民家等
3	あさひ小学校	共同学童保育所どんぐりクラブ	民家等
4	北星小学校	学童保育所こぼとクラブ	余裕教室
5	八幡小学校	共同学童保育所第1風の子クラブ	民家等
		共同学童保育所第2風の子クラブ	余裕教室
		共同学童保育所第3風の子クラブ	民家等
6	港小学校	学童保育所たんぼぼクラブ	児童館
		学童保育所第二たんぼぼクラブ	民家等
7	中島小学校	共同学童保育所たけのこクラブ	余裕教室
8	千代田小学校	国の華幼稚園キリンクラブ	幼稚園
9	柏野小学校	学童保育所わんぱくクラブ	民家等
10	大森浜小学校	高盛学童保育所あかねキッズクラブ	民家等
		学童保育所にっこにこクラブ	民家等
		あおぞら共同学童保育所	民家等
11	駒場小学校	学童保育所ぼうけんクラブ	余裕教室
		学童保育所乃木ぼうけんクラブ	民間専用施設
12	深堀小学校	学童保育所スマイルキッズクラブ	民間専用施設
		学童保育所スマイルキッズクラブⅡ	民間専用施設
13	日吉が丘小学校	日吉が丘学童保育所あかねキッズクラブ日吉	余裕教室
		日吉が丘学童保育所あかねキッズクラブ日吉第2	余裕教室
14	北日吉小学校	共同学童保育所ポプラクラブ	余裕教室
		学童保育所日吉クラブ	民家等
15	湯川小学校	湯川共同学童保育所はらっぱクラブ	民家等
16	高丘小学校	高丘幼稚園学童クラブスピリッツ	幼稚園
17	上湯川小学校	学童保育所すずらんクラブ	余裕教室
18	旭岡小学校	学童保育所にじのはなクラブ	民家等
19	東小学校	共同学童保育所キティーズクラブ	余裕教室
20	桔梗小学校	共同学童保育所ききょうクラブ第一	民家等
		共同学童保育所ききょうクラブ第二	民家等
		アフタースクールライラック	認定こども園
		学童保育所いちばん星クラブいちばん	民間専用施設
		学童保育所いちばん星クラブほし	民間専用施設
21	中の沢小学校	共同学童クラブ宝島	児童館
		学童アライブ	幼稚園
22	北昭和小学校	学童保育所森の聖	民家等
		学童保育所森のきのこ	民家等
23	昭和小学校	共同学童保育所昭和ありんこクラブ	民家等
		共同学童保育所昭和ありんこクラブ1丁目	民家等
24	亀田小学校	チャイルドケアスコレー	民家等
		共同学童保育所亀田ありんこクラブ第1	余裕教室
		共同学童保育所亀田ありんこクラブ第2	余裕教室
		放課後児童クラブらるご	余裕教室
25	中央小学校	美原共同学童保育所どじょっ子クラブ	余裕教室
26	北美原小学校	共同学童保育所元気クラブ	児童館
		学童保育所北美原たいようクラブ	民家等
		学童保育所北美原第2たいようクラブ	民家等
		学童保育所北美原第3たいようクラブ	民家等
		学童保育所楽	民家等
27	鍛神小学校	学童保育所「ひかりのおくりものいっ稚」	民間専用施設
		共同学童保育海の子クラブ	余裕教室
		共同学童保育海の子クラブ第2	余裕教室
28	神山小学校	学童保育所地蔵っ子クラブ	民間専用施設
		学童保育所第二地蔵っ子クラブ	民間専用施設
29	東山小学校	学童保育所おひさまいろクラブ	民家等
		学童保育所第二おひさまいろクラブ	民家等
30	本通小学校	共同学童保育所本通クラブ	民家等
31	南本通小学校	花園学童クラブ	民家等
合計			59か所

青少年健全育成

1 放課後子ども教室推進事業

事業開始 平成 19 年度

内 容 放課後に小学校の余裕教室等を活用した安心・安全な子どもの活動場所を設け、地域の方々の参画を得て、遊びや体験活動などを実施します。

開催状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	361 回	365 回	345 回
延参加児童数	12,246 人	12,638 人	13,044 人

令和元年度予算額 4,519 千円

費用の負担 補助対象額の 3 分の 1 の国庫負担があります。

2 街頭補導活動

事業開始 昭和 34 年

内 容 青少年の非行を未然に防止し、早期に適切な指導を行うため、青少年補導センターの育成補導員および小・中・高校の教員に委嘱している少年補導委員が、カラオケボックス、ゲームセンターなどを巡回します。

実施状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
補導	73 人	49 人	53 人
注意	420 人	469 人	438 人

令和元年度予算額 984 千円

費用の負担 全額市費負担

3 有害図書等販売状況一斉立入調査

内 容 北海道青少年健全育成条例に基づき、書店やカラオケボックス等への一斉立入調査を 7 月または 11 月に実施し、青少年の健全育成の立場から店主等への指導および協力依頼を行います。

実施状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調査件数	15 件	21 件	25 件

4 地域子ども交歓会

内 容 少年野球等の交歓会に対して賞状を交付し、地域相互の友情と健康で明るい子どもの育成を図ります。

実施状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付交歓会	2 件	2 件	2 件
賞状	16 枚	16 枚	15 枚

令和元年度予算額 1 千円

費用の負担 全額市費負担

5 青少年育成フォーラム

事業開始 昭和 58 年度

内 容 青少年の健全育成を図るため、保護観察所、渡島総合振興局、函館地区保護司会との共催によりフォーラムを開催するもので、内閣総理大臣や北海道知事のメッセージ伝達や少年の主張渡島地区大会入賞者の発表などを行います。

令和元年度予算額 市の経費負担はありません。

6 青少年活動表彰

事業開始 昭和 46 年度

内 容 青少年活動に顕著な功績のあった方や他の模範となる行いをした方などを表彰し、青少年の健全育成を推進します。

実施状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
青少年育成功労賞	6 人	8 人	3 人
勤労青少年サークル育成指導賞	該当なし	1 人	該当なし
ジュニア活動賞	3 人1団体	1 人	5 人1団体
青少年活動貢献賞	該当なし	該当なし	1 人

令和元年度予算額 77 千円

費用の負担 全額市費負担

7 はこだてキッズタウン

事業開始 平成 22 年度

内 容 ボランティアによる出展企業等の協力のもとで、子どもたちが様々な職業体験を行うとともに、その就労体験で得た疑似通貨による消費体験を行います。

実施状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
募集人数	500 人	500 人	500 人
出展(体験)数	26	27	24

令和元年度予算額 495 千円

費用の負担 実行委員会負担金として経費の一部を負担しています。

8 青少年自立支援事業

事業開始 平成 24 年度

内 容 自立援助ホームの入所者の就労および自立を促進するため、自立援助ホーム入所者が普通自動車運転免許を取得する際の経済的な支援を図ります。

令和元年度予算額 100 千円

費用の負担 全額市費負担

9 子ども会議

事業開始 平成29年度

内 容 子ども条例に基づき子どもが意見を表明し、社会参加する場として「子ども会議」を開催します。

実施状況

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度
日 時 (最終日は「意見 報告会」開催)	8月2日(水), 8月4日(金), 8月9日(水)	7月30日(月), 8月2日(木), 8月7日(火)
会 場	函館アリーナ多目的会議室	
対 象	市内在住または在学してい る 10 歳~17 歳	市内在住または在学して いる小学5年生から中学3 年生までの子ども
募集人数	20 人	20 人
参加人数	10 人	10 人

各種手当・助成

1 各種手当制度

(1) 遺児手当

事業開始 昭和 48 年 12 月 1 日 (平成 8 年 4 月 改正)
 内 容 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある、父および母を失った遺児または不慮の事故、災害により父母のいずれかを失った遺児の養育者に手当を支給します。

手当月額 父および母を失った遺児 1 人につき
 ① 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで 3,000 円
 ② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで (①を除く。) 5,000 円
 不慮の事故または災害により父母のいずれかを失った遺児 1 人につき
 ② 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで 1,500 円
 ② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで (①を除く。) 2,500 円

支給状況 (各年度 4 月 1 日 現在 単位: 人)

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
受給者数	父母を失った者	7	7	12	
	父母のいずれかを失った者	16	14	9	
対象遺児数	父母を失った者	①	6	6	8
		②	4	5	4
	父母のいずれかを失った者	①	20	18	16
		②	6	6	6

令和元年度予算額 1,122 千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 児童手当

事業開始 昭和 47 年1月1日

内 容 <児童手当>

中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に手当を支給します。なお、平成24年6月分以降に、一定の所得要件を満たす方に支給します。

<特例給付>

平成24年6月分以降の児童手当の受給者で、所得制限により児童手当を受給できない方に支給します。(当面の間の特例措置です。)

手当月額	3歳未満	15,000円
	3歳以上小学校修了前第1子および第2子	10,000円
	3歳以上小学校修了前第3子以上	15,000円
	小学校修了後中学校修了まで	10,000円
	特例給付	5,000円

支給状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

区 分	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	児童手当	特例給付	児童手当	特例給付	児童手当	特例給付
受給者数	14,801	539	14,399	536	14,088	563
対象児童数	23,299	867	22,686	858	22,124	912

令和元年度予算額 2,953,900千円

費用負担割合

区 分		国	道	市
3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45
	非被用者	4/6	1/6	1/6
3歳以上	第1子,第2子	4/6	1/6	1/6
小学校修了前	第3子以降	4/6	1/6	1/6
中学生		4/6	1/6	1/6
特定施設等入所児童		4/6	1/6	1/6

(3) 児童扶養手当

事業開始 昭和 37 年1月1日
内 容 父または母がいない(離婚, 死亡等のほか父または母が精神や身体に国の定める程度の障がいがある場合, 生死不明, 遺棄, 拘禁等を含む。)または父母ともいない 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある(精神や身体に国の定める程度の障がいがある場合は 20 歳未満の)児童の養育者に対し手当を支給することにより, その生活の安定を図ります。

手当月額 児童 1 人の場合 10,120 円~42,910 円
児童 2 人目加算額 5,070 円~10,140 円
児童 3 人目以降加算額 3,040 円~6,080 円

※ 手当月額は所得金額によって異なります。

支給状況 (各年度 4 月 1 日現在 単位:人)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
受給者数	3,998	3,823	3,589
対象児童数	5,494	5,466	5,132

令和元年度予算額 2,120,291 千円

費用の負担 負担対象額の 3 分の 1 の国庫負担があります。

2 各種助成制度

(1) 子ども医療費助成

- 事業開始 昭和 48 年 6 月 1 日
- 内 容 満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までのお子さんが、医療機関で診療を受けたときの保険診療に係わる医療費を助成します。
 ※保険診療による自己負担額から一部負担金(医療費の 1 割または初診時一部負担金)を除いた額。
 (※所得制限有り:児童手当法に準拠)
- 助成方法 北海道内の医療機関:現物給付
 その他:現金給付

医療費の推移

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者(年間平均:人)	22,059	21,523	21,016
受診件数(年間)	317,868	305,588	293,096
1人当たり(件)	14.4	14.2	13.9
助成費(年間)	504,496,140	484,251,162	455,491,261
1人当たり(円)	22,870	22,499	21,674
1件当たり(円)	1,587	1,585	1,554

平成24年4月より助成対象年齢を拡大(小学校卒業→中学校卒業まで)

- 令和元年度予算額 469,747 千円
- 費用の負担 支出予定総額の一部に道補助があります。

(2) ひとり親家庭等医療費助成

- 事業開始 昭和 48 年 9 月 1 日
- 内 容 20 歳未満の子とひとり親家庭の母または父が医療機関で診療を受けたときの保険診療に係わる医療費を助成します。
 ※保険診療による自己負担額から一部負担金(医療費の 1 割または初診時一部負担金)を除いた額。ただし、母または父は入院および訪問看護のみ助成。(※所得制限有り:児童扶養手当法に準拠)
- 助成方法 北海道内の医療機関:現物給付
 その他:現金給付

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者(年間平均:人)	9,050	8,667	8,438
受診件数(年間)	60,587	56,331	52,888
1人当たり(件)	6.7	6.5	6.3
助成費(年間)	138,829,391	130,087,916	113,314,806
1人当たり(円)	15,340	15,010	13,429
1件当たり(円)	2,291	2,309	2,143

- 令和元年度予算額 121,958 千円
- 費用の負担 支出予定総額の一部に道補助があります。

ひとり親家庭に対する支援

1 ひとり親家庭に対する支援策

(1) 母子・父子相談

事業開始 昭和 28 年度

内 容 母子家庭などのひとり親家庭の各種相談に応じるため、「ひとり親家庭サポート・ステーション」(令和元年 7 月に「母子・父子自立支援・女性相談室」から名称変更)に専門の相談員, 母子・父子自立支援員を配置しています。
 なお, 令和元年度に相談員(嘱託)を1名増員し, 5名の体制としています。

設置場所 福祉事務所子育て支援課内, 福祉事務所亀田福祉課内

相談状況		(単位:件)		
区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
生活一般	423 (19)	517 (10)	514 (13)	
うちDV関係	5 (1)	14 (0)	13 (0)	
児 童	170 (5)	192 (6)	189 (8)	
生活援護	1,203 (32)	1,152 (40)	1,059 (35)	
そ の 他	83 (0)	76 (0)	94 (0)	
計	1,879 (56)	1,937 (56)	1,856 (56)	

※()内は総数のうち父子相談の件数

令和元年度予算額 154 千円(人件費は除く)

費用の負担 全額市費負担

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

事業開始 母子福祉資金 昭和 39 年 7 月 1 日, 寡婦福祉資金 昭和 44 年 11 月 1 日

※中核市移行により北海道から移管(平成 17 年 10 月)

父子福祉資金 平成 26 年 10 月 1 日

内 容 母子家庭および父子家庭ならびに寡婦家庭の生活の安定と経済的自立更生を図るため, 必要な各種資金の貸付をします。

令和元年度予算額 185,416 千円

費用の負担 全額市費負担

貸付金の種類(令和元年度)

(令和元年度4月1日現在)

貸付金の種類	貸付対象者	貸付金の貸付限度額		据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	2,870,000円以内 (団体4,320,000円以内)		貸付の日から 1年間	据置期間経過後 7年以内	無利子 ※1
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	1,440,000円以内 (団体1,440,000円以内)		貸付の日から 6か月	据置期間経過後 7年以内	無利子 ※1
修学資金	母子・父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	大学院	修士課程 132,000円以内 博士課程 183,000円以内	卒業後6か月	据置期間経過後 20年以内	無利子
		高校	私立月額 52,500円以内 公立月額 34,500円以内			
		大学	私立月額 96,000円以内 公立月額 76,500円以内			
		高専	私立月額 90,000円以内 公立月額 76,500円以内			
		短大	私立月額 90,000円以内 公立月額 76,500円以内			
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	月額 68,000円以内 (自動車運転免許取得の場合 460,000円以内)(特別の場合816,000円以内)		習得期間満了後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子 ※1
修業資金	母子・父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	月額 68,000円以内 (特別の場合460,000円以内)		技能習得後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦	105,000円以内 (特別の場合330,000円以内)		貸付の日から 1年間	据置期間経過後 6年以内	無利子※2
医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子家庭の児童 寡婦	340,000円以内 (特別の場合480,000円以内) (介護の場合500,000円以内)		医療または介護を受ける期間満了後 6か月	据置期間経過後 5年以内	無利子 ※1
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	月額 105,000円以内 (生計中心者でない場合または現に扶養する子のいない寡婦69,000円以内) (技能習得期間中の場合 141,000円以内)		技能習得,医療介護生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後 技能習得20年以内 医療介護5年以内	無利子 ※1
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	1,500,000円以内 (特別の場合2,000,000円以内)		貸付の日から 6か月	据置期間経過後 6年以内(特別な場合7年以内)	無利子 ※1
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	260,000円以内		貸付の日から 6か月	据置期間経過後 3年以内	無利子 ※1
就学支度資金	母子・父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	小学校 63,100円以内 中学校 79,500円以内 高校 160,000円以内 (私立または専修学校の高等課程 420,000円以内) 大学, 短大, 大学院 380,000円以内 (私立または専修学校の専門課程 590,000円以内) 修業施設 282,000円以内	卒業後6か月	据置期間経過後 20年以内	無利子	
結婚資金	母子家庭の母	300,000円以内		貸付の日から 6か月	据置期間経過後	無利子 ※1

※1 連帯保証人を立てた場合は無利子, 連帯保証人を立てない場合は年1.0%となります。

※2 子にかかる申請の場合は, 連帯保証人の有無に関わらず無利子となります。

本人にかかる申請の場合は, 連帯保証人を立てた場合は無利子, 連帯保証人を立てない場合は年1.0%となります。

貸付状況

(単位:件,千円)

資金の種類	区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始	母子	-	-	-	-	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-
事業継続	母子	-	-	-	-	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-
修学	母子	75	37,656	68	39,336	54	31,704
	父子	1	216	2	370	2	684
	寡婦	1	918	-	-	1	420
技能習得	母子	5	2,279	1	600	0	-
	父子	-	-	-	-	0	-
	寡婦	-	-	1	76	0	-
修業	母子	4	1,170	5	1,410	1	280
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-
就職支援	母子	3	250	2	145	1	99
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	1	100	-	-	-	-
医療介護	母子	-	-	-	-	1	80
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-
生活	母子	21	16,612	14	14,590	14	5,187
	父子	-	-	-	-	2	264
	寡婦	-	-	-	-	-	-
住宅	母子	-	-	-	-	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-
転宅	母子	3	521	3	385	3	571
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-
就学支度	母子	62	18,578	49	11,571	22	6,569
	父子	-	-	1	580	2	267
	寡婦	-	-	-	-	1	168
結婚	母子	-	-	-	-	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-
計	母子	173	77,066	142	68,037	96	44,490
	父子	1	216	3	950	6	1,215
	寡婦	2	1,018	1	76	2	588

(3) 母子生活支援施設(母子ホーム)

内 容 母子家庭の母と子が一緒に入所する施設で、自立できるまでの期間、常駐する母子指導員等が、生活全般を支援します。

入所状況

(各年度4月1日現在)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
松陰母子ホーム	20 世帯 50 人	20 世帯 48 人	20 世帯 48 人
高砂母子ホーム	20 世帯 49 人	20 世帯 49 人	20 世帯 49 人
計	40 世帯 99 人	40 世帯 97 人	40 世帯 97 人

令和元年度予算額 154,822 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担があります。

(4) 身元保証人確保対策事業

事業開始 平成 19 年度

内 容 母子生活支援施設に入所中または退所した母子に対し、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保し、社会的自立を支援します。

令和元年度予算額 41 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担があります。

(5) 母子・父子福祉センター

内 容 母子・父子家庭・寡婦の方々を対象に各種の相談に応じるとともに、自立促進のための技能習得事業や生きがいを深め、健康で明るい生活を送ってもらうための趣味・教養教室を開催します。

所在地 若松町 33 番 6 号 函館市総合福祉センター3 階

面積 471.49 m²(共用部分は除く。)

委託先 (社福)函館市社会福祉協議会

開 館 平成 6 年 4 月 1 日

開館時間 午前 9 時～午後 9 時

設 備 技能習得室, 教養娯楽室, 相談室, 会議室, 保育室, 事務室

平成 30 年度 技能習得事業(ワード教室, エクセル教室)

実施事業 趣味・教養等教室(料理, 歌謡, ヨガ, 書道, 体操他)

利用状況

(単位:件,人)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員
技能習得室	136	1,791	142	1,875	151	2,102
教養娯楽室	491	6,653	508	6,323	479	5,368
保育室	88	877	94	667	115	749
第1会議室	389	4,494	422	5,198	435	4,998
第2会議室	513	4,250	488	3,827	508	4,192
計	1,617	18,065	1,654	17,890	1,688	17,409

令和元年度予算額 保健福祉部所管

(6) ひとり親家庭のしおり

- 事業開始 平成 6 年度
内 容 ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、各種制度や相談窓口等を紹介した冊子を作成し、ひとり親世帯へ配付します。
令和元年度予算額 400 千円 (1,000 部)
費用の負担 全額市費負担

(7) ひとり親家庭等奉仕員派遣事業

- 事業開始 平成 16 年度
内 容 ひとり親等の保護者が、技能習得、疾病、出張、事故、看護等の理由で一時的に生活援助などのサービスが必要な場合に、その生活を支援する者を派遣します。
実施団体 (社福)函館市社会福祉協議会
利用時間 午前 8 時～午後 9 時
利用料金 生活保護, 市民税非課税世帯 無料
(1 時間あたり) 児童扶養手当支給水準の世帯 150 円
その他の世帯 300 円

実施状況 (単位:日)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用日数	107	157	171

- 令和元年度予算額 722 千円
費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(8) 母子家庭等自立支援給付金支給事業

- 事業開始 平成 16 年度
内 容 母子家庭の母または父子家庭の父の主體的な能力開発に対する取り組みを支援し、資格取得期間中の安定した修業環境の提供や経済的自立を促進するために各種給付金を支給します。

① 自立支援教育訓練給付金

教育訓練講座の受講者に受講料の一部を支給します。

一般・特別教育訓練受講の場合 12,000 円～200,000 円(上限)

専門実践教育訓練受講の場合 800,000 円(上限)

(受講料の 60%, 雇用保険の対象となる場合はその差額)

② 高等職業訓練促進給付金等

ア 高等職業訓練促進給付金

看護師, 介護福祉士, 保育士, 歯科衛生士, 美容師, 調理師, 製菓衛生師などの資格取得のため 1 年以上養成機関で修業する者に対し, 生活の負担の軽減を図るため, 申請月以降の修業期間(上限 4 年間)に次の給付金を支給します。

市民税非課税世帯	月額 100,000 円(最終年は 140,000 円)
上記以外の世帯	月額 70,500 円(最終年は 110,500 円)

イ 高等職業訓練修了支援給付金

- ・市民税非課税世帯 50,000 円
- ・上記以外の世帯 25,000 円

実施状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
自立支援教育訓練給付金	1 人	10 人	8 人
高等技能訓練促進給付金	32 人	27 人	15 人

令和元年度予算額 22,572 千円

費用の負担 補助基準額の 4 分の 3 の国庫補助があります。

(9) 母子家庭等就業・自立支援センター

事業開始 平成 16 年 7 月

※中核市移行により、平成 17 年 10 月北海道から移管，以降北海道と函館市の合同で運営

内 容 母子家庭等に対する総合的な自立支援策の一環として、就業相談、講習会などを柱とした事業を展開し、母子家庭の母の就業を促進します。

(就業相談員1名、就業促進員1名を配置)

所 在 地 若松町 35 番 16 号

委 託 先 (社福) 函館市民生事業協会

利用状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就業相談	392 件	334 件	226 件
企業訪問	389 件	401 件	318 件
就業実績	54 人	42 人	23 人

令和元年度予算額 4,438 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(10) 母子自立支援プログラム策定事業

事業開始 平成 19 年 4 月

内 容 就職や転職を希望する児童扶養手当受給者を対象に、専門の相談員が面談のうえ、本人の希望や実情に対応した自立支援計画書(プログラム)を策定して、個々に応じたきめ細かな就業支援を行います。

所 在 地 若松町 35 番 16 号

委 託 先 (社福) 函館市民生事業協会

利用状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
プログラム策定件数	30 件	26 件	15 件
就業実績	22 人	14 人	8 人

令和元年度予算額 600 千円

費用の負担 補助基準額の 10 分の 10 の国庫補助があります。

(11) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

事業開始 平成 28 年度

内 容 高校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親および児童が、より良い条件での就業や転職へ繋げるために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の学び直しを支援し給付金を支給します。

実施状況

(単位:件)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
申請件数	0	0	0

令和元年度予算額 150 千円

費用の負担 補助基準額の 4 分の 3 の国庫補助があります。

(12) ひとり親家庭等子どものための学習支援事業

事業開始 平成 30 年度

内 容 訪問相談支援員がひとり親家庭等を訪問し、学習支援を必要とする子どもを把握するとともに、月 1 回程度訪問し、ひとり親等の相談に応じるほか、子どもに対しても基本的な生活習慣の習得支援や生活指導を行う。

令和元年度予算額 2,000 千円

費用の負担 補助基本額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(13) ひとり親家庭技能習得支援給付金支給事業

事業開始 令和元年度

内 容 高等職業訓練促進給付金を受給しながら看護師等の資格の取得を目指す者を対象に、授業料等の経済的負担の軽減を図るため、補助金を支給します。授業料等に係る費用の 50%(50 万円上限)を支給(同様の制度との調整あり)

令和元年度予算額 3,946 千円

(14) ひとり親家庭等就労自立支援給付金支給事業

事業開始 令和元年度

内 容 自立支援プログラム策定事業を利用して就職し、雇用保険の被保険者となった者を対象に、経済的負担の軽減と仕事への意欲向上を図るため、就職の支度に必要な費用として 3 万円の補助金を支給します。

令和元年度予算額 900 千円